

成年後見等申立ての手引

この手引は、成年後見等の申立てを考えている方を対象に、制度の説明、申立ての手続、必要な書類、手続の流れ、成年後見人等の役割などについてまとめたものです。申立てをする際は、この手引をよく読んでから、手続をしてください。

<重要>

成年後見制度においては、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意成年後見監督人選任などの申立てをする人のことを「^{もうしだてにん}申立人」といいます。

また、判断能力が不十分と思われる人のことを「^{ほんにん}本人」といい、成年後見人や保佐人、補助人等になろうとする人のことを「^{こうほしや}候補者」といいます。

この手引においても同様の扱いをしており、さらに成年後見人、保佐人及び補助人らを総称して「^{せいねんこうけんにんとう}成年後見人等」という言葉を用いています。

宮崎家庭裁判所後見センター

(R3. 4版)

目 次

第1 成年後見制度について

Q 1	成年後見制度とは、どのような制度か？	3
Q 2	成年後見が始まると、どうなるのか？	4
Q 3	成年後見人は、どのような仕事をしなければならないか？	4
Q 4	保佐が始まると、どうなるのか？	5
Q 5	保佐人は、どのような仕事をしなければならないか？	5
Q 6	補助が始まると、どうなるのか？	6
Q 7	補助人は、どのような仕事をしなければならないか？	6
Q 8	成年後見人等の選任について	7
(1)	成年後見人等にはどのような人が選ばれるのか？	7
(2)	成年後見人等に報酬は支払われるのか？	8
(3)	成年後見人等の仕事はいつまで続くのか？	8
Q 9	裁判所による後見監督について	9

第2 申立てから後見等の開始までの手続について

Q 10	手続の流れ	10
Q 11	申立てについて	11
(1)	申立てはどこでできるのか？	11
(2)	申立ては誰がするのか？	11
(3)	後見等の申立てにどの位の費用がかかるのか？	11
(4)	どんな書類を準備するのか？	11
(5)	必要な書類等が整ったらどうするのか？	11
(6)	この手引を読んでも、手続がよくわからない場合は？	12
(7)	本人に知られずに申立てや手続を進めることはできるのか？	12
	※ 「登記されていないことの証明書」について	12
Q 12	申立人や候補者からの事情聴取とは？	13
	※ 「鑑定」について	13
Q 13	申立てを取り下げることが可能なのか？	14
Q 14	後見制度支援信託・後見制度支援預金とは？	14

第3 申立てに必要な書類等について

•	申立てに必要な書類等のチェック表①	15
•	申立てに必要な書類等のチェック表②	16
•	診断書をご準備ください	17
•	提出書類の書式について	18

Q1 成年後見制度とは、どのような制度か？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

具体的には、判断能力が十分ではない方が、医療や介護に関する契約、預金の払戻や解約、遺産分割協議、不動産売買などの法律行為を自分で行うことが難しいこと、又は、本人にとって不利益な結果を招くおそれもあることから、本人を保護・支援する方が必要になります。

本人を保護するための制度ですから、本人の財産を贈与したり、貸し付けしたりすることは原則として認められません。

成年後見制度は、本人の判断能力に応じて、次の3つの制度が用意されています。

- | |
|--|
| ① 本人の判断能力がほとんどない場合 → 成年後見
例えば、日常の買物も自分ではできず、必ず誰かに代わってやってもらう必要がある人がこれにあたります。 |
| ② 本人の判断能力が特に不十分な場合 → 保佐
例えば、日常の買物程度は自分でできるが、不動産の売買や自動車の購入などの重要な財産行為は、自分では適切に行うことができず、誰かに援助してもらう必要がある人がこれにあたります。 |
| ③ 本人の判断能力が不十分な場合 → 補助
例えば、自動車の購入なども自分でできるかも知れないが、適切にできるかどうか危惧がある（本人の利益のためには、誰かの援助があったほうがよい）人がこれにあたります。 |

本人の判断能力が上の3つのうち、どれに該当するかは、医師による鑑定などによって決められ、自由に選べるものではありません。申立前に医師の診断を受け、「成年後見用診断書」を書いてもらえれば、本人がどの区分にあたるかは概ね分かるようになっています。この診断書用紙は、近くの家庭裁判所でもらえます。最高裁判所のウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>）にも掲載されています。

Q2 成年後見が始まると、どうなるのか？

成年後見が開始されると、本人はごく日常的な食料品や衣料品等の買物などを除き、単独で法律行為ができなくなり、医師、税理士等の資格や会社役員の地位も失うことがあります。

また、本人の援助者として「成年後見人^{せいねんこうけんじん}」が選任されます。成年後見人には、①広範な代理権^{だいいけん}（財産を管理する権限も有する。）と②取消権が与えられます。本人のために、ア）本人の預貯金や不動産を管理したり、イ）本人の保険金や年金などを受領したり、ウ）本人に代わって種々な契約を結んだり、エ）本人が無断で行った法律行為について取消を求めたりすることができます。

※ 成年後見人には、広範な代理権が与えられていますが、本人所有の居住用不動産（本人が現に居住している住居、過去に居住していた住居、又は将来本人が帰住する際の住居）について、売却・賃貸・増改築・抵当権設定等を行う場合には、事前に家庭裁判所の許可が必ず必要です。

なお、遺言や身分行為（結婚や離婚、養子縁組、認知など）等は、代理権の対象になりません。

Q3 成年後見人は、どのような仕事をしなければならないか？

本人の意思を尊重（意思決定支援）し、その心身の状態及び生活の状況等をよく考えて、代理権^{だいいけん}（取消権）を適切に使うことにより、本人を保護・支援していかなければなりません。成年後見人には広範な代理権と取消権とが与えられており、職務の内容も、①本人の生活の維持や医療・介護、身上の保護に関する法律行為（「身上保護^{しんじょうほご}」といい、具体的には介護サービス契約や施設入所契約などがあります。）や、②本人が持っている財産の管理・処分（「財産管理^{ざいさんかんり}」といいます。）など、広い範囲にわたっています。

特に財産管理については厳格性が求められ、次のような仕事も求められます。

- ① 成年後見人に選任された段階で、速やかに本人の財産や収入等を調査し、その結果を書面（財産目録）にして家庭裁判所に提出する。
- ② 本人の生活や療養、財産管理等に必要な費用を計算するなどして、財産管理計画（収支の見込みなど）を立てる。
- ③ 本人の財産を適正に管理し、その管理状況を常に記録しておき、定期的に家庭裁判所に報告する。

Q4 保佐が始まると、どうなるのか？

保佐が開始されると、本人は一定の重要な財産行為について、自分一人では行うことができなくなり、本人の援助者として「保佐人^{ほさじん}」が選任されます。また、本人は医師、税理士等の資格や会社役員の地位を失うことがあります。

本人は、日用品の購入などの日常生活に関する行為は単独で行えますが、重要な財産行為（金銭の貸し借り、不動産や自動車などの売買、自宅の増改築など）については保佐人の同意が必要となり、本人が同意を得ずに行う行為を行った場合には、取り消すことができます。

また、家庭裁判所で定められた特定の事柄については、保佐人が本人の代理人として法律行為を行うことが可能になります。

※ 保佐人は、本人が行う重要な財産行為について同意する権利（同意権）を自動的に与えられていますが、本人に代わって法律行為を行う権利（代理権）は自動的に与えられていません。保佐人が本人を代理するためには、代理する事項を特定し、家庭裁判所に「代理権付与の申立て」が必要です。

また、家庭裁判所に「保佐人の同意を要する行為の定め申立て」を行うことにより、保佐人の同意が必要な事項を「重要な財産行為」以外にも定めることができます。ただし、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」を保佐人の同意が必要な事項とすることはできません。

Q5 保佐人は、どのような仕事をしなければならないか？

本人の意思を尊重（意思決定支援）し、その心身の状態及び生活の状況等をよく考えて、同意権（取消権）や代理権を適切に使うことにより、本人を保護・支援していかねばなりません。

保佐人の仕事は次のとおりです。

- ① 保佐人の同意が必要な行為について、本人に対して適切な同意を与える。
- ② 本人が保佐人の同意を得ずに行った不利益な売買や契約などを取り消す。
- ③ 保佐人の事務について定期的に家庭裁判所に報告する。

なお、保佐人に財産管理に関する代理権が与えられている場合は、その権限の範囲内で

第1 成年後見制度について

財産目録や収支予定表（Q3の①，②参照）を提出する必要があります。

Q6 補助が始まると、どうなるのか？

補助が開始されると、本人の援助者として「^{ほじょにん}補助人」が選任されますが、本人の行為が自動的に制限されるようなことはありません。

しかし、家庭裁判所で定められた一定の事柄について、本人は単独で行うことができなくなり、補助人の同意が必要になります。

また、家庭裁判所で定められた特定の事柄について、補助人は本人の代理人として、本人に代わって法律行為を行うことが可能になります。

※ 補助人の同意が必要な事項を定める場合には、家庭裁判所に「補助人の同意を要する行為の定め申立て」を行う必要があります。

また、補助人が本人の代理人となる場合は、代理事項を特定して、家庭裁判所に「代理権付与の申立て」を行う必要があります。

なお、補助開始の申立てに際しては、必ず「補助人の同意を要する行為の定め」又は「代理権付与」の一方又は双方を併せて申し立てる必要があります。

Q7 補助人は、どのような仕事をしなければならないか？

本人の意思を尊重（意思決定支援）し、その心身の状態及び生活の状況等をよく考えて、同意権（取消権）や代理権を適切に使うことにより、本人を保護・支援していかねばなりません。

補助人の仕事は次のとおりです。

- ① 補助人に同意権が与えられている場合は、本人に対して適切な同意を与え、また、本人が補助人の同意を得ずに行った不利益な売買や契約などを取り消す。
- ② 補助人の事務について定期的に家庭裁判所に報告する。

なお、補助人に財産管理に関する代理権が与えられている場合は、その権限の範囲内で財産目録や収支予定表（Q3の①，②参照）を提出する必要があります。

Q8 成年後見人等の選任について

(1) 成年後見人等にはどのような人が選ばれるのか？

成年後見人、保佐人、補助人の選任に当たっては、家庭裁判所が、本人にとって最も適任と思われる人を選ぶことになります。

法律上又は生活面での課題がある、財産管理が複雑困難であるなどの事情が判明している場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家（以下、「専門職」といいます。）を成年後見人等に選ぶことがあります。また、同時に2人以上の人になってもらうこともあります。

(注意)

次のいずれかに該当する場合は、親族以外の人を選任する可能性があります。なお、成年後見人等に誰が選任されたかについては不服の申立てはできません。

(客観的事実がある場合)

- 親族間に意見の対立がある場合
- 従前、本人との関係が疎遠であった場合
- 候補者と本人との間に高額な貸し借りや立替金があり、その精算について本人の利益を特に保護する必要がある場合
- 候補者と本人との生活費等が十分に分離されていない場合

(専門性の高い課題がある場合)

- 本人について、訴訟・調停・債務整理等、法的手続を予定している場合
- 本人の財産状況が不明確であり、専門職による調査を要する場合

(候補者の適性・能力に問題がある場合)

- 申立時に提出された財産目録や収支状況報告書の記載が十分でないなどから、今後の成年後見人等としての適正な事務遂行が難しいと思われる場合
- 候補者が自己又は親族のために本人の財産を利用し、又は利用する予定がある場合
- 候補者が本人の財産の運用（投資）を目的として申し立てている場合
- 候補者が健康上の問題や多忙などで適正な後見事務を行えない、又は行うことが難しい場合

(不正行為防止の必要性が高い場合)

- 流動資産の額や種類が多い場合

第1 成年後見制度について

(2) 成年後見人等に報酬は支払われるのか？

家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所が認めた額に限って、本人の財産から受けとることができます。勝手に本人の財産から報酬を受け取った場合には、ぎょうむじょうおうりょうざい業務上横領罪として処罰されることもあります。

なお、報酬の額については、後見人が行った事務の内容などによって異なってきますので、事前にお知らせすることはできません。

(3) 成年後見人等の仕事はいつまで続くのか？

成年後見人等の仕事は、本人が死亡又は病気などから回復し、判断能力を取り戻すまで続きます。

申立てのきっかけとなった当初の目的（例えば「保険金の受領」や「遺産分割」など）を果たしても、成年後見人等の仕事は終わりません。

ただし、成年後見人等自身が病気などのため、その仕事をするできなくなったなどやむを得ない事情の場合には、家庭裁判所の許可を得て辞任することもできます。

Q9 家庭裁判所による後見監督について

家庭裁判所は成年後見人、保佐人、補助人の仕事を、定期的に確認することになっており、このことを「後見監督」といいます。

原則として、毎年、定められた月に本人の財産や生活の状況などについて「後見等事務報告書」、「財産目録」、「通帳写し」を提出してもらうことになります。場合によっては、資料（収支状況報告書、簡易出納帳など）の追加提出や説明のために家庭裁判所に来ってもらうこともあります。その他に、成年後見人等の仕事の内容を具体的に確認する「監督人」が付けられることもあります。

財産の管理などの仕事が適正にできていない場合には、成年後見人等を解任させられる場合もあります。

本人の生活費、医療費、公共料金、税金、社会保険料の支払は適正なものといえますが、それ以外の支出については、慎重に判断しなければなりません。

このことは、本人と成年後見人等が親子や夫婦の関係にあったとしても同じです。たとえば、本人の配偶者（夫又は妻）や子どもに対してであっても、本人の財産を贈与したり、貸し付けたりすることは原則として認められません。

なお、成年後見人等が、本人の財産を勝手に自分のものにした場合には、業務上横領罪^{ぎょうむじょうおうりょうざい}として処罰されることもあります。

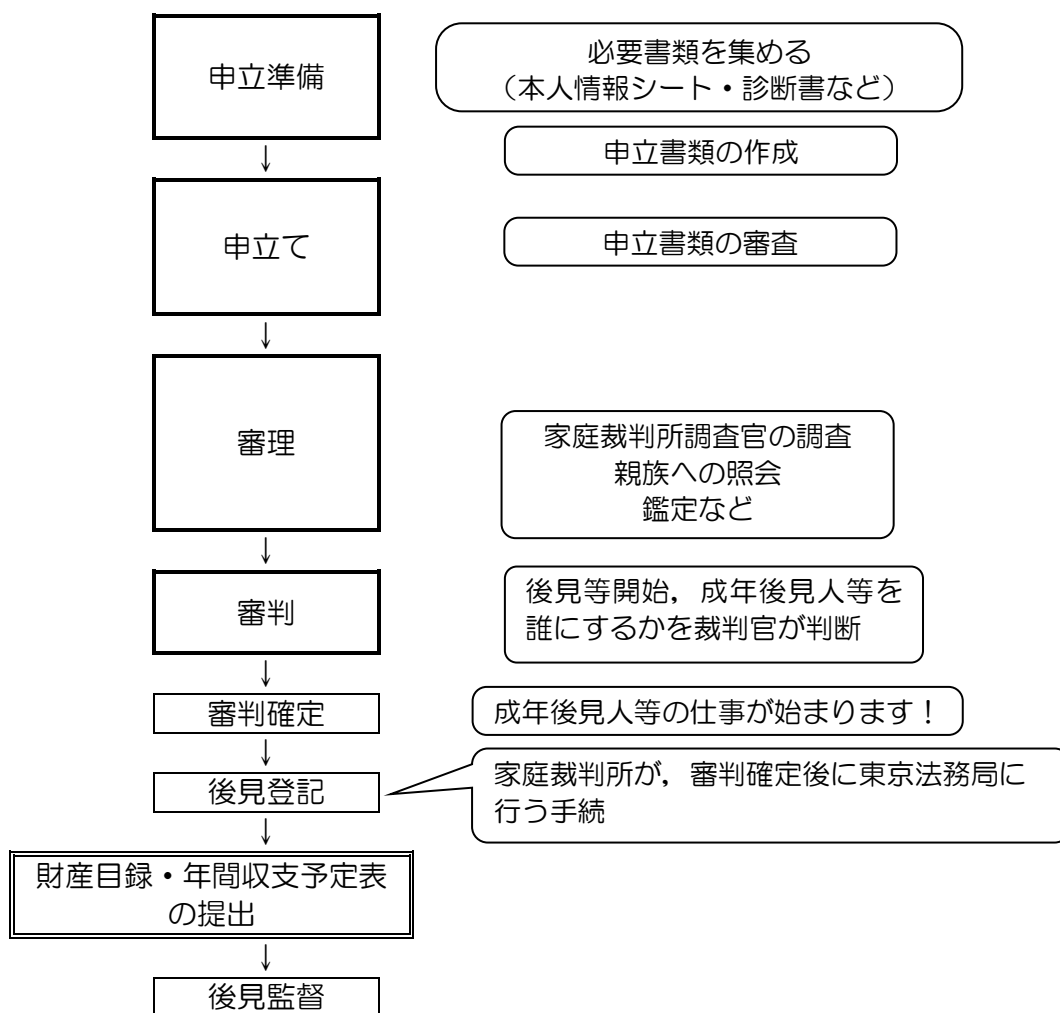
※ 家庭裁判所に提出する報告書等については、不慣れな人でも作成しやすいように、定型の用紙が用意されていますのでご安心ください。ただし、日頃から本人の財産管理状況などを、きちんと記録しておくことが必要なことは言うまでもありません。

Q10 手続の流れ

成年後見等の申立てから後見開始・成年後見人等が決まるまでの期間は、ケースによって異なりますが、2か月前後、掛かります。事情によっては、調査や審理に時間が掛かる場合がありますので、ご注意ください。

なお、申立てから後見開始・後見人の選任を経て、家庭裁判所の後見監督までの手続の標準的な流れは、次のとおりです。

標準的な審理の流れ



Q11 申立てについて

(1) 申立てはどこでできるのか？

申立ては本人の住所地（住民票上の住所地ではなく、実際に生活をしている住所地）を管轄する家庭裁判所にしてください（手引末尾参照）。

(2) 申立ては誰がするのか？

後見等の申立てができるのは、本人、その配偶者、四親等内の親族、市町村長などに限られています。弁護士や司法書士に相談して、申立書を作成してもらうこともできます。

※ 主な四親等内の親族

- 本人の親、祖父母、子、孫、ひ孫
- 兄弟姉妹、甥、姪
- おじ、おば、いとこ
- 本人の配偶者の親、子、兄弟姉妹 など

(3) 後見等の申立てにどの位の費用がかかるのか？

家庭裁判所の手数料以外に、郵便切手、関係者の戸籍謄本等の必要書類の入手費用などに1～2万円かかります。また、申立後に鑑定費用として5万円程度必要になる場合があります。これらの費用は原則申立人負担です。

ただし、家庭裁判所は、特別な事情がある場合には、申立人からの上申を受けて、手続費用については本人の財産からの支出を認める場合もあります。希望される場合は、申立書3ページの「手続費用の上申」欄にチェックしてください。上申が認められた場合には、選任された成年後見人等に対し、本人の財産の中から手続費用の償還を求めることができます。

(4) どんな書類を準備するのか？

本手引末尾の「申立てに必要な書類等のチェック表①②」のとおりです。なお、17ページの「診断書をご準備ください」を読んだ上で、提出書類をご準備ください。

※ 提出すべき書類及び資料がそろわないと家庭裁判所は手続を進めることができない場合があります。提出書類等に不備がないか必ず確認してください。

(5) 必要な書類等が整ったらどうするのか？

必要書類等と印鑑を持参のうえ、宮崎家庭裁判所後見センター又は管轄家庭裁判所に

第2 申立てから後見等の開始までの手続について

お越してください。後日、申立人や成年後見人等になろうとする方（候補者）に事情をお尋ねします。

(6) この手引を読んでも、手続がよくわからない場合は？

事前に宮崎家庭裁判所後見センター又は管轄家庭裁判所におたずねください。

(7) 本人に知られずに申立てや手続を進めることはできるのか？

できません。成年後見、保佐、補助の開始を判断するには、それぞれ「本人の陳述」を聴く調査（本人調査）を行う必要があります。家庭裁判所が本人の意向や状況を確認します。（後見開始では、病状・障害の程度により本人調査を省略する場合があります。）

また、補助の開始を行うには、本人が同意していることが条件です。保佐も、保佐人に対する代理権を付与する場合には、本人が同意していることが条件となっています。さらに、本人の親族に対して、「親族の意見書」の提出を求める場合もありますので、親族と後見方針等を話し合っておいてください。

「登記されていないことの証明書」について

成年後見制度では、後見等が開始された場合には、本人の住所氏名や成年後見人等の氏名、成年後見人等の権限などについてコンピュータ・システムに登録することになっています。成年後見等の申立てをする際には、同じ人に二重に後見等が開始されないように、また、十分な判断能力のない人が成年後見人等にならないように、本人について、そのシステムに登録されていないことを証明する書類を提出してもらうことになっています。これが「登記されていないことの証明書」です。

宮崎県内では、宮崎地方法務局（宮崎市別府町1番1号電話番号0985-22-5124）が、直接窓口を訪れた方には「登記されていないことの証明書」を発行しています。

※ 「登記されていないことの証明書」の申請書用紙を記入するに当たっては、証明事項欄の「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」という項目に必ずチェックを入れてください。

なお、宮崎地方法務局に出向けない場合は、東京法務局が全国の方をまとめて取り扱っていますので、郵便で東京法務局に請求することも可能です。請求先は下記のとおりです。（郵便による請求可）。

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

電話 03-5213-1234（代表）

03-5213-1360（ダイヤルイン）

※ 詳細は、最寄りの法務局でお尋ねになるか、法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/>）をご覧ください。

Q12 申立人や候補者からの事情聴取とは？

宮崎家庭裁判所後見センターでは事情聴取を原則火曜日と木曜日の午後に実施します。その他の裁判所に関しては、申立書提出先の家庭裁判所にお問い合わせください。

(1) 申立人からお聞きする内容

申立書に書かれていることを中心に確認を行います。本人との関係や、何がきっかけで申立てをしようと思ったのかなどについて確認します。

(2) 候補者からお聞きする内容

①本人の生活状況や財産状況、②候補者自身の経歴や現在の生活状況及び経済状態、③後見事務等の方針など広範囲のことを確認します。

成年後見人等は、長い期間にわたり本人の援助者としての役割を担うこととなります。そこで、身上保護や財産管理が適正にできるかなど、成年後見人等としての^{適格性}などについて慎重に判断することとなります。

したがって、候補者に対しては、収入、資産、負債の有無、家族の状況などプライバシーに関することをお尋ねしなければなりません。申立時に候補者の「事情説明書」を提出していただくので、面接の際には、その事情説明書をもとにして、詳しい質問をします。

なお、本人を同伴して頂ける場合は、本人の意向も聴取します。

「鑑定」について

成年後見制度とは「判断能力が不十分な人を法律的に保護し、支えるための制度」です。しかしながら、反面では本人の行為を著しく制限してしまうこととなりますので、後見等を開始するにあたっては慎重な判断が求められることとなります。

そこで、本人の判断能力が、成年後見、保佐、補助などの申立て区分に該当するか否かを医学的見地から判定する必要があり、これを「鑑定」と言います。

成年後見開始及び保佐開始に際しては、同人の判断能力について医学的見地からの鑑定が必要となっています。ただし、親族からの情報や診断書の内容などを総合的に考慮して本人の判断能力を判断できる場合は鑑定が省略されることがあります。

補助開始に際しては、原則として鑑定は不要で、「成年後見用診断書」を提出いただければ結構です。しかし、同診断書の内容や本人の状態などによっては、鑑定が必要となってくる場合もあります。

鑑定とは、本人の判断能力を判定するための作業であり、一般の診察よりも時間や労力を必要とします。鑑定料は、その作業に伴う医師への報酬であり、健康保険の適応外となりますので、5万円程度が必要となります。鑑定を行うことになった場合は家庭裁判所から連絡しますので、期限内にその費用を納めてください。

Q13 申立てを取り下げるとは可能なのか？

取下げは家庭裁判所の許可が必要となります。これは公益性の見地からも本人の保護の見地からも後見等開始の審判をすべきであるにもかかわらず取下げにより事件が終了してしまうことが相当ではない場合があるからです。成年後見人等選任に関する不満を理由とした取下げは、本人の利益を配慮して許可されない可能性が高いと考えられます。

Q14 後見制度支援信託・後見制度支援預金とは？

本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金として親族の成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託財産又は特別な預貯金として信託銀行等が管理する仕組みのことです。

後見制度支援信託・後見制度支援預金を利用すると、信託財産等を払い戻したり、信託契約を解約したりするには、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となりますので、親族後見人が本人以外の人のために本人の財産を使うことを防ぐことができます。

これらの利用の適否、財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などについては、弁護士、司法書士等の専門職後見人が本人に代わって検討した上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を締結することがあります。

詳細については家庭裁判所に備え付けのパンフレット等でご確認ください。

第3 申立てに必要な書類について

申立てに必要な書類等のチェック表①

1 申立書類及び費用など

<input type="checkbox"/>	①	申立書及び申立事情説明書	家庭裁判所で配布。
<input type="checkbox"/>	②	収入印紙3,400円分	1,000円×2枚, 600円×1枚, 400円×2枚 (保佐や補助で代理権, 同意権の申立てをする場合はそれぞれ400円×2枚追加)
<input type="checkbox"/>	③	郵便切手3,000円分 (保佐や補助の場合は4,000円分)	500円×3枚, 100円×5枚, 84円×10枚, 20円×3枚, 10円×5枚, 5円×5枚, 2円×10枚, 1円×5枚 (保佐や補助の場合は500円×2枚追加)

2 申立人についての書類 ※申立人が候補者となる場合は, 4の書類も必要です。

<input type="checkbox"/>	④	戸籍謄本	本籍地の役場で発行。郵便取寄せもできます。
--------------------------	---	------	-----------------------

3 本人(判断能力が不十分な人)についての書類

<input type="checkbox"/>	⑤	戸籍謄本	④と同じ。
<input type="checkbox"/>	⑥	戸籍附票または住民票(マイナンバーの記載がないもの)	戸籍附票は本籍地役場で, 住民票は住民登録先の市区町村役場で発行。
<input type="checkbox"/>	⑦	登記されていないことの証明書	法務局又は地方法務局で発行(法務局の支所や出張所では扱っていません。12ページ参照。)
<input type="checkbox"/>	⑧	成年後見用診断書	医師に作成してもらう。定型診断書用紙は家庭裁判所で配布(17ページの「診断書をご準備ください」を参照)。
<input type="checkbox"/>	⑨	本人情報シート	医師に診断書を作成依頼する際に福祉関係者が作成(17ページの「診断書をご準備ください」を参照)。
<input type="checkbox"/>	⑩	療育手帳の写し	療育手帳所持者の方。表紙及び本人氏名欄, 最新の判定結果が記載された部分をコピーする。
<input type="checkbox"/>	⑪	本人所有財産の目録 収支状況報告書	家庭裁判所で配布。 別添の記載例をご参照ください。
<input type="checkbox"/>	⑫	親族関係図	家庭裁判所で配布。
<input type="checkbox"/>	⑬	財産についての資料	チェック表②を参照。

4 成年後見人, 保佐人及び補助人の候補者についての書類

<input type="checkbox"/>	⑭	戸籍謄本	④と同じになる場合は1通でかまいません。
<input type="checkbox"/>	⑮	戸籍附票または住民票(マイナンバーの記載がないもの)	⑥と同じ。
<input type="checkbox"/>	⑯	事情説明書	家庭裁判所で配布。
<input type="checkbox"/>	⑰	親族の意見書	家庭裁判所で配布。本人の親族(推定相続人)が記入。

第3 申立てに必要な書類について

申立てに必要な書類等のチェック表②

※ 本人の財産内容を証明する資料として、下記の書類を提出してください。書類申請の手続や手数料は、それぞれの発行機関にお問い合わせください。**（疎明資料が不足したり、不備があると手続を進めることができない場合があります。該当する財産に関する資料は必ずそろえてください。）**

1 不動産に関する資料

<input type="checkbox"/>	ア	不動産登記事項証明書	物件所在地の法務局で発行。
--------------------------	---	------------	---------------

2 預貯金に関する資料

<input type="checkbox"/>	イ	預金通帳の写し（過去1年分の収支が記帳されているもの）※定期・定額預金の記帳欄も忘れずに	事前に最新の残高等を記帳して、表紙とその裏側及び記帳されているページ（過去1年分）をコピーする。定期・定額預金部分を必ずコピーする（17ページ参照）。
<input type="checkbox"/>	ウ	残高証明書	通帳がない場合。預金口座のある金融機関で発行。

3 有価証券（株券・国債・手形など）に関する資料

<input type="checkbox"/>	エ	取引残高報告書	取引先の証券会社で発行。
<input type="checkbox"/>	オ	証券の写し	証券を持っている人。表裏両面をコピーする。

4 生命保険等に関する資料

<input type="checkbox"/>	カ	保険証書の写し	証書を持っている人。表裏両面をコピーする。
--------------------------	---	---------	-----------------------

5 負債に関する資料

<input type="checkbox"/>	キ	ローン契約書又は借用書	本人（債務者）又は銀行、公社などの債権者が発行。
<input type="checkbox"/>	ク	支払明細書	銀行、公社などの債権者が発行。

6 収入内容を証明する資料

<input type="checkbox"/>	ケ	給与明細書	本人又は勤務先の会社等で発行。
<input type="checkbox"/>	コ	年金証書の写し	証書を持っている人。
<input type="checkbox"/>	サ	年金改定の通知書	住民登録先の市区町村を管轄する年金事務所で発行。
<input type="checkbox"/>	シ	年金の振り込み口座の通帳	通帳を持っている人。

7 支出内容を証明する資料

<input type="checkbox"/>	ス	施設利用料、入院費等の領収書	本人の入院している施設又は病院で発行。
<input type="checkbox"/>	セ	健康保険料納付書	本人の住民登録先の市町村役場で発行。
<input type="checkbox"/>	ソ	介護保険料納付書	本人の住民登録先の市町村役場で発行。
<input type="checkbox"/>	タ	固定資産税納付書	物件所在地の市町村役場で発行。
<input type="checkbox"/>	チ	地代、家賃などの領収書	家主などの貸し主又は管理会社で発行。

第3 申立てに必要な書類について

診断書をご準備ください

① 本人情報シートを準備する

- (1) 本人の福祉関係者（ケアマネジャー、ケースワーカーなど）に「本人情報シート」への記載を依頼してください。
- (2) 作成された「本人情報シート」のコピーを1部準備してください。
 - * 「本人情報シート」とは、本人を日頃から支援している福祉関係者が、本人の生活状況等に関する情報を記載するためのシートです。
 - * 医師が本人の判断能力について診断をする際の参考資料としたり、裁判所が本人の判断能力や本人に必要な支援を考えたりするための資料として活用します。
 - * 福祉関係者の支援を受けていない場合など、「本人情報シート」の作成を依頼できる方がいない場合は、各市町村の社会福祉協議会や地域包括支援センター、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センター、中核機関等にご相談いただき、できる限りご準備いただくようお願いいたします。
 - * 「本人情報シート」が準備できなくても、診断書の作成を依頼することができます。

② 診断書を準備する

主治医に診断書の作成を依頼してください。

【主治医に渡すもの】 診断書の書式（成年後見用）

①で作成された「本人情報シート」（原本）（作成後1か月以内）

- * 診断書の作成を主治医に引き受けてもらえない場合には、他の医師に依頼していただいても構いません。

③ 家庭裁判所へ申立てをする

【裁判所に提出するもの】 ②で作成された診断書（原本）（作成後3か月以内）

①で作成された「本人情報シート」（コピー）

- * 診断書の「3 判断能力についての意見」の欄の記載を参考にして、成年後見のどの類型で申し立てるかを検討し、裁判所に申立てをしてください。

類型判断の目

- ・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることが難しい場合がある」→ 補助開始の申立て
- ・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることができない」→ 保佐開始の申立て
- ・「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることができない」→ 後見開始の申立て

- * 診断書、「本人情報シート」以外の申立てに必要な書類については、15、16ページを確認の上、ご準備ください。

④ 鑑定について ※必要に応じて行われます。

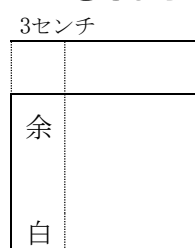
- * 鑑定とは、本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。
- * 成年後見及び保佐の場合は、法律上原則として鑑定が必要ですが、診断書の内容や申立書類などを総合的に考慮して、鑑定を行わないこともあります。
- * 鑑定を行うためには一般的に5万円程度の費用（鑑定人への報酬）がかかります。
- * 鑑定を行うことになった場合には、裁判所から連絡をしますので、あらかじめ鑑定にかかる費用を裁判所に納めてください。その後、家庭裁判所が医師に鑑定依頼をします。

《提出書類の書式について》

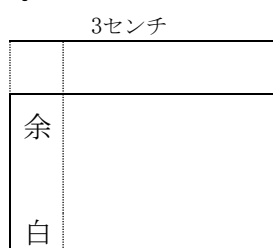
1 家庭裁判所に提出する各種書面の書式について

家庭裁判所に対して資料などの書面を提出される場合には、原則としてA4版（297ミリ×210ミリ、この手引と同じ大きさ）の用紙をご利用ください。ただし、どうしてもA4版では収まらない場合には、A3版（420ミリ×297ミリ、A4版の倍の大きさ）をご利用ください。

また、記録に綴って保存する関係から、下図のように左端に3センチのとじ代（余白）ができるようにしてください。



A 4 版

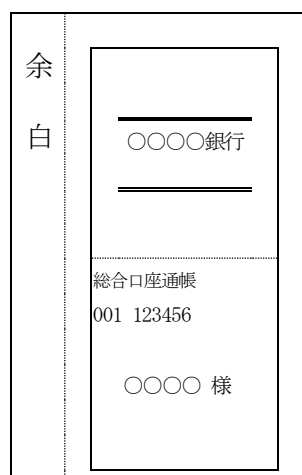


A 3 版

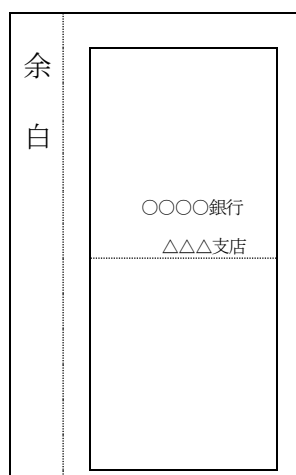
2 預金通帳のコピーの取り方について

預金通帳をコピーする際には、以下の要領をお願いします。

- ① 書式については、上記1に記載のとおりです。A4版用紙を用いて、左端に3センチのとじ代（余白）ができるようにしてください。
- ② 下図のとおり、「表紙」と「表紙の次の見開きページ」、及び「記帳されている全ページ」をコピーしてください。
- ③ 1年以内に通帳が更新されている場合には、更新前の通帳も同様にコピーしてください。



表紙



表紙の次のページ

A diagram of the ledger part of a passbook. It shows a vertical margin on the left labeled '余白' (margin) and '白' (white). The main area contains a table with columns for date, amount, and balance.

16.1.7	3,000	125,170
16.2.9	7,000	132,170

記帳部分

かんかつ
【宮崎県内の管轄】

宮崎家庭裁判所 後見センター

〒880-8543 宮崎市旭2丁目3番13号 (電話)0985 (68) 5144

担当地域 (本人が以下の市町村にお住まいの方)

宮崎市 (旧宮崎市, 田野町, 佐土原町, 高岡町, 清武町), 西都市, 国富町, 綾町, 高鍋町, 新富町, 西米良村, 木城町, 川南町, 都農町

※宮崎家裁本庁以外の管轄

宮崎家庭裁判所日南支部

〒889-2535 宮崎県日南市飫肥3丁目6番1号 (電話)0987 (25) 1188

担当地域 (本人が以下の市町村にお住まいの方)

日南市, 串間市

宮崎家庭裁判所都城支部

〒885-0075 宮崎県都城市八幡町2街区3号 (電話)0986 (23) 4177

担当地域 (本人が以下の市町村にお住まいの方)

都城市, 三股町, 小林市, えびの市, 高原町

宮崎家庭裁判所延岡支部

〒882-8585 宮崎県延岡市東本小路121番地 (電話)0982 (32) 3452

担当地域 (本人が以下の市町村にお住まいの方)

延岡市, 門川町, 美郷町 (北郷区)

宮崎家庭裁判所日向出張所

〒883-0036 宮崎県日向市南町8-7 (電話)0982 (52) 2211

担当地域 (本人が以下の市町村にお住まいの方)

日向市, 美郷町 (南郷区, 西郷区), 諸塚村, 椎葉村

宮崎家庭裁判所高千穂出張所 ※ただし, 後見関係事件は受付のみで手続は宮崎家庭裁判所延岡支部

〒882-1101 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井118番地 (電話)0982 (72) 2017

担当地域 (本人が以下の市町村にお住まいの方)

高千穂町, 五ヶ瀬町, 日之影町